

広島県告示第千百三十九号

昭和五十年広島県告示第九十七号（民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成十九年十二月一日から施行する。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

呉市第九区民生委員協議会の項中「第九区」を「第九・十区」に改め、「両城一丁目、同二丁目」の下に「、海岸一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、築地町、光町、東川原石町、西川原石町、東塩屋町、西塩屋町、北塩屋町、新宮町」を加える。

呉市第十区民生委員協議会の項及び竹原市大乘地区民生委員協議会の項を削る。

竹原市竹原地区民生委員協議会の項中「竹原地区」を「竹原・大乘地区」に改め、「小梨町」の下に「、福田町、高崎町」を加える。

三原市第二区民生委員協議会の項、三原市第三区民生委員協議会の項、三原市第四区民生委員協議会の項、三原市第五区民生委員協議会の項、三原市第六区民生委員協議会の項、三原市第七区民生委員協議会の項、三原市第八区民生委員協議会の項、三原市第九区民生委員協議会の項、三原市第十区民生委員協議会の項及び三原市第十一区民生委員協議会の項を次のように改める。

三原市第二区民生委員 三原市のうち

協議会

中之町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、
同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、中之町北、中
之町南、深町

三原市第三区民生委員

三原市のうち

協議会

八幡町、久井町

三原市第四区民生委員

三原市のうち

協議会

旭町一丁目、同二丁目、古浜一丁目、同二丁目、同三丁目、
東町一丁目、同二丁目、同三丁目、館町一丁目、同二丁目、
桜山町、城町一丁目、同二丁目、同三丁目、本町一丁目、
同二丁目、同三丁目、港町一丁目、同二丁目、同三丁目、
駒ヶ原町、鷺浦町

三原市第五区民生委員

三原市のうち

協議会

円一町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、
宮沖一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、
皆実一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、
同六丁目

三原市第六区民生委員

三原市のうち

協議会

西町一丁目、同二丁目、宮浦一丁目、同二丁目、同三丁目、
同四丁目、同五丁目、同六丁目、西宮一丁目、同二丁目、

西野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、
大畑町、頼兼一丁目、同二丁目、八坂町

三原市第七区民生委員 三原市のうち
協議会 和田町、貝野町、宗郷町、明神一丁目、同二丁目、同三丁
目、同四丁目、同五丁目、田野浦一丁目、同二丁目、同三

丁目、青葉台、登町、沖浦町、和田沖町

三原市第八区民生委員 三原市のうち
協議会 幸崎町、須波町、須波西町

三原市第九区民生委員 三原市のうち
協議会 新倉町、沼田町、長谷町、高坂町、小坂町、沼田東町、沼
田西町、小泉町

三原市第十区民生委員 三原市のうち
協議会 本郷町

三原市第十一区民生委 三原市のうち
員協議会 大和町

三原市第十二区民生委員協議会の項、三原市第十三区民生委員協議会の項、三原市第十四
区民生委員協議会の項、三原市第十五区民生委員協議会の項、三原市第十六区民生委員協議
会の項及び三原市第十七区民生委員協議会の項を削る。

尾道市第十四区民生委員協議会の項中「因島田熊町」の下に「、因島洲江町、因島原町」
を加える。

尾道市第十八区民生委員協議会の項中「因島洲江町、因島原町」を「瀬戸田町」に改める。
尾道市第十九区民生委員協議会の項を削る。

三次市栗屋地区民生委員協議会の項中「栗屋地区」を「西部・栗屋地区」に改め、「栗屋
町」の下に「、東酒屋町（松谷）、清河町、上川立町、下川立町、秋町、下志和地町、上志
和地町」を加える。

三次市西部地区民生委員協議会の項を削る。

大竹市玖波地区民生委員協議会の項中「玖波地区」を「玖波・栗谷地区」に改め、「（十
六番）」の下に「、栗谷町」を加える。

大竹市栗谷地区民生委員協議会の項を削る。

廿日市市七尾地区民生委員協議会の項中「七尾地区」を「廿日市中央地区」に、「地御前
二丁目、宮園一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同
八丁目、同九丁目、宮園上一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、四季が丘一
丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁
目、同十丁目、同十一丁目、四季が丘上」を「陽光台」に改め、同項の次に次のように加え
る。

廿日市市宮園・四季が 廿日市市のうち

丘地区民生委員協議会

宮園一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、
同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、宮園上一丁目、
同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、四季が丘一丁
目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、
同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、
四季が丘上

廿日市市野坂地区民生委員協議会の項中「野坂地区」を「宮内・地御前地区」に改め、「
地御前一丁目」の下に「同二丁目」を加える。

廿日市市阿品台地区民生委員協議会の項中「阿品台地区」を「阿品・阿品台地区」に改め
る。

廿日市市佐伯地区民生委員協議会の項中「佐伯地区」を「佐伯・吉和地区」に改め、「栗
栖」の下に「吉和」を加える。

廿日市市吉和地区民生委員協議会の項を削る。

廿日市市大野地区民生委員協議会の項中「大野地区」を「大野東・宮島地区」に改め、「
物見西一丁目、同二丁目、同三丁目、沖筏津、筏津、水ノ越、小田の口、中津岡、滝ノ下、
郷、古川、橋本新開、新開、大新開、毛保、護安、四十八坂、垣ノ浦、下灘、鳴川、清水峯、
八坂、下の浜、上の浜一丁目、同二丁目、大国一丁目、同二丁目、原一丁目、同二丁目、同
三丁目、同四丁目、梅原一丁目、同二丁目、沖塩屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、
塩屋一丁目、同二丁目、林が原一丁目、同二丁目、丸石一丁目、同二丁目、同三丁目、同四
丁目、同五丁目、宮浜温泉一丁目、同二丁目、八坂一丁目、同二丁目、経小屋、
奴メリ谷、横撫、鴉ヶ岡、嵐谷、馬ノ口」を「宮島町」に改め、同項の次に次のように加え
る。

廿日市市大野西地区民 廿日市市のうち

生委員協議会

物見西一丁目、同二丁目、同三丁目、沖筏津、筏津、水ノ
越、小田の口、中津岡、滝ノ下、郷、古川、橋本新開、新
開、大新開、毛保、護安、四十八坂、垣ノ浦、下灘、鳴川、
清水峯、八坂、下の浜、上の浜一丁目、同二丁目、大国一
丁目、同二丁目、原一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁
目、梅原一丁目、同二丁目、沖塩屋一丁目、同二丁目、同
三丁目、同四丁目、塩屋一丁目、同二丁目、林が原一丁目、
同二丁目、丸石一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、
同五丁目、宮浜温泉一丁目、同二丁目、同三丁目、八坂一
丁目、同二丁目、経小屋、奴メリ谷、横撫、鴉ヶ岡、嵐谷、
馬ノ口

安芸高田市吉田地区民

安芸高田市のうち

生委員協議会

吉田町

安芸高田市八千代地区 安芸高田市のうち
民生委員協議会 八千代町
安芸高田市美土里地区 安芸高田市のうち
民生委員協議会 美土里町
安芸高田市高宮地区民 安芸高田市のうち
生委員協議会 高宮町
安芸高田市甲田地区民 安芸高田市のうち
生委員協議会 甲田町
安芸高田市向原地区民 安芸高田市のうち
生委員協議会 向原町
廿日市市宮島地区民生委員協議会の項及び安芸高田市民生委員協議会の項を削る。